

次第4.

古賀市国民健康保険税の税率改定案について

【資料5】～【資料10】

資料番号	概要	特にご確認いただきたい点
資料5	<p>●平成27～29年度国民健康保険特別会計収支見込</p> <p>※平成30年度～国保広域化による大幅な国保制度改革。よって、その前年度までの3年度分の試算。</p> <p>※あくまで見込であり、医療費の変動等により大きく変わる可能性有。</p>	<p>●網掛け部分の単年度収支差</p> <p>※この赤字額を補てんするための財源を確保することが必要。</p> <p>※赤字額に応じた税率改定を行い、保険税の収入をより多くすることを検討することとなる。</p>
資料6	<p>●収支計画(案)</p> <p>※資料5に基づく収支計画をたて、保険税額の増がどの程度必要か確認。</p> <p>※平成28年度からの税率改定で、平成27年度の赤字分も補てんしなければならない。</p> <p>※最低限、累積赤字を増やさない要件で作成。</p>	<p>●①～③各パターンの税率改定による増額金額及びメリット・デメリット</p> <p>※本来なら、赤字を補てんするためには、資料のパターン①とするところ。</p> <p>※しかし、調定額が多く、被保険者負担が大きいため、譲歩策として②③を挙げている。</p>
資料7	<p>●国民健康保険税率改定案</p> <p>※資料2収支計画の3パターンに合わせた税率改定案</p>	<p>●税率の上がり幅</p>
資料4	<p>●古賀市国民健康保険被保険者世帯構成</p> <p>※古賀市の国保被保険者の世帯構成別の表。</p>	<p>●網掛け部分が、100世帯以上のもの</p> <p>※単身世帯が50%以上を占めている。</p> <p>※上の項目：世帯人数、左の項目：介護2号被保険者該当の有無</p>
資料8	<p>●世帯構成ごとの所得分布(総所得ベース)</p> <p>※資料4の世帯区分ごとに、どの所得帯が多いかを示した表。</p> <p>※1～25の区分のうち、100世帯以上の12区分のみを抽出し、所得分布を示したもの。</p>	<p>●税率をあげた場合、棒グラフの数字の高い所得帯が影響世帯数が多い。</p> <p>※一番多い単身世帯(1・2・3)は7割軽減世帯(課税所得0円)が著しく多い。</p> <p>※どの所得区分も左から、1番目が7割軽減、2番目が5割軽減、3番目が2割軽減となる。</p>
資料9	<p>●国民健康保険税額シミュレーション</p> <p>※資料4の、単身世帯・2人世帯・3人世帯からそれぞれ世帯数の多いものを選択(区分2・6・16)し、資料7の税率にあてはめ計算したもの。</p>	<p>●現行税率と比較して、資料7の税率案を当てはめた場合、モデル世帯に与える影響額(年税額の増額分)がどの程度になるのか。</p> <p>※世帯数は少ないものの、高額所得世帯は、増額幅が大きい。</p>
資料10	<p>●市町村別国民健康保険税比較(税率改定後)</p> <p>※税率改定パターン別・近隣自治体との比較及び順位</p> <p>※資料4の、単身世帯・2人世帯・3人世帯からそれぞれ世帯数の多いものを選択した。(資料3の区分：2・6・16)</p>	<p>●税率パターン別の順位</p> <p>※現行税率では安い方から数えて、35自治体中10位以内だった順位が、各税率パターンに当てはめた際の変化。</p> <p>※どの税率をあてはめても高い方になる。</p> <p>※ただし、しばらく税率改定をしていない自治体も多いため、平成30年度の広域化までには変動の可能性は高い。</p>

※上記資料番号は次第4. 国保の税率改定案についての説明順(予定)としています。

※資料4は、次第3. 運営協議会の追加資料についても使用し、再度次第4でも使用するため資料番号が前後しています。